

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

準備書面(2)

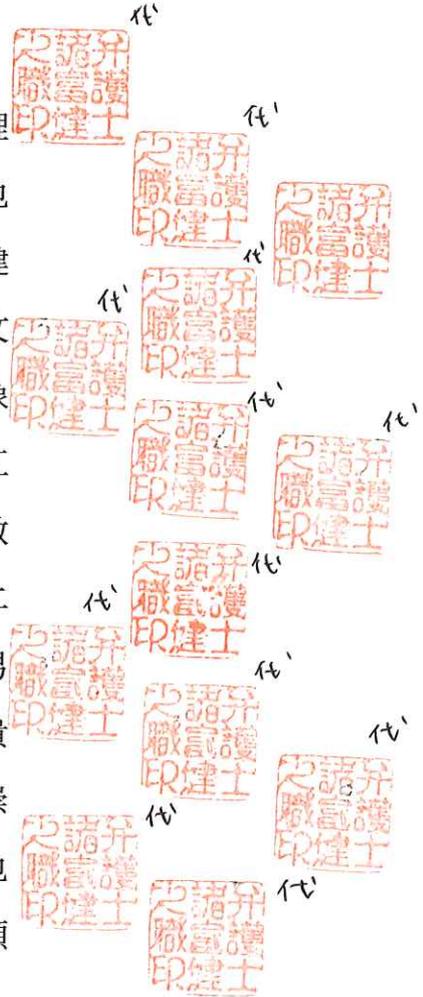
—被告らの認否に対する求釈明—

2024年 8月 2日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	佐藤	真	理
弁護士	愛須	勝	也
弁護士	諸富		健
弁護士	佐藤	博	文
弁護士	小野	寺	象
弁護士	岸	松	江
弁護士	種田	和	敏
弁護士	中谷	雄	二
弁護士	清家	康	男
弁護士	大河	原	貴
弁護士	毛利		崇
弁護士	八木	和	也
弁護士	井	下	顕



記

原告の請求原因事実に対する被告奈良市及び被告国の答弁には、認否すべき事実に対して認否をせず、あるいは認否に整合性を欠いていると思われる内容がある。これらは、今後の原告の主張立証において重要であるので、被告らの9月末日を期限とする書面提出に併せて、回答することを求める。

第1 被告国に対して

(名簿提供時に18歳対象者が未成年であったことの認識)

1 被告国は、原告の請求原因第2の9に対する答弁において、被告奈良市から令和5年2月に個人4情報の提供を受けた当時、「平成17年4月2日から平成18年4月1日までに出生した者が未成年者であったことは認め」とし(答弁書6頁17～21行目)、さらに、請求原因第4の3、第2段落に対する答弁においては、「奈良地本が、奈良市から提供された本件募集対象者の個人4情報に基づき、本件募集対象者宛てに郵便はがき(甲第9号証の1及び2)を送付したこと」を認めるとしている(答弁書8頁14～17行目)。

ところが、その後続く請求原因第4の3、第3段落に対する答弁では、「原告が令和5年7月上旬に未成年者であったこと」の認否を留保するとしている(答弁書8頁18～19行目)。

しかし、個人4情報の1つに「生年月日」があり、同情報に基づいて本件郵便はがきを原告に送っているのであれば、原告が未成年者か否かは必然的に判っているはずである。

以上のとおり、被告国の答弁には整合性がないと思われ、請求原因第4の3、第3段落に対する認否を明確にして頂きたい。

(郵便はがきが提供名簿に基づいて郵送された事実)

2 被告国は、原告の請求原因、第2の10に対する答弁において、郵便はがき（甲第9号証の1及び2。原告の住所・名前が印字されている）を本件募集対象者宛てに郵送したことを認めている（答弁書6頁22行目以下）。

ところが、請求原因第4の3、第3段落に対する答弁では、「原告宛に募集案内の郵便はがきが送付されたこと」の認否を留保としている（答弁書8頁18～19行目）。

上記の認否は矛盾していると思われ、かつ、甲第9号証の1及び2を奈良市から提供を受けた個人4情報に基づいて郵送したのであれば、認否を留保する余地はないと思われる。

以上のとおり、被告国の答弁には整合性がないと思われ、認否を明確にして頂きたい。

(自衛隊法97条1項の「自衛官」とは何かについて)

3 被告国は、原告の請求原因第5の1に対する答弁において、「自衛隊員とは」と書き出し「自衛官のほかに、防衛事務官、防衛技官などがあること」を認めるとし、「その余は原告の意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない」として答弁の必要性を否定する（答弁書8頁末行～9頁15行目）。

しかし、同項の主張は、名簿提供が例外的に許容される自衛隊法97条1項の「自衛官」とは何かという事実認定の問題であり、その意味と適用範囲の明確化は本件審理に必要不可欠である。

以上より、被告国は、原告の次の主張に対して認否するとともに、国

の正式な見解を示していただきたい。

- ① 第1段落第1文の「自衛隊に所属する者は全員「自衛隊員」であり、その中で階級を持ち、国際法において正規軍の兵士として扱われる者を「自衛官」という。」
- ② 第3段落の「自衛隊は軍隊であり、自衛官は兵士である。」

(「自衛官」と「自衛隊員」の区別について)

4 被告国は、原告の請求原因第5の1に対する答弁において、「自衛隊員とは」と書き出し「自衛官のほかに、防衛事務官、防衛技官などがある」と答弁した。

そうすると、「防衛事務官、防衛技官など」の「など」には、「防衛大生」「防衛医科大生」「航空学生」(以上は、甲第9の1, 2の募集対象に記載)などが含まれ、これらは自衛隊員ではあるが自衛官ではないと理解して間違いはないか。

(「自衛官」の具体的な職務内容について)

5 被告国は、原告の請求原因第5の2に対する答弁において、自衛隊法52条と53条の規定を認めるのみで(本来、認否するまでもないこと)、原告が主張する自衛隊法97条1項の「自衛官」の具体的な職務内容については、「その余は原告の意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない」として答弁の必要性を否定する(答弁書9頁16~20行目)。

しかし、前記3と同様に、名簿提供が例外的に許容される自衛隊法97条1項の「自衛官」という職業の具体的内容という事実認定の問題であり、それを明確にすることは、本条文の解釈適用に不可欠である。

以上より、被告国は、原告の次の主張に対して認否するとともに、国の見解を明確にされたい。

- ① 第1段落第1文 「武力を行使する兵士には、「賭命義務」が課される。公務員の職務の中には、その職務を遂行するうえで生命の危殆に直面しうるものがあるが、自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務がある。」
- ② 第2段落第2文 「これ（注：自衛官の賭命義務）により軍隊（国家）は、特定の個人に対して自己の生命を国家のために犠牲にするよう命じることができる。」

第2 被告奈良市に対して

（未成年の原告の個人4情報を自衛隊奈良地方協力本部に提供した事実について）

- 1 被告奈良市は、原告の請求原因第1の1に対する答弁において、被告奈良市が奈良地本に名簿提供を行なったことを認めている。さらに、原告の請求原因第2に対する答弁において、「被告奈良市の行為に関する事実関係」は認めるとし、その中には9項の「2023年2月、被告奈良市は、自衛隊奈良地本に対し、原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供した」事実及び「募集対象者のうち、出生の年月日が2005年4月2日から2006年4月1日までの者は、この時点ですべて未成年であった」事実が含まれている。

以上より、原告は、被告奈良市は、原告の個人4情報を自衛隊奈良地本に提供したこと、その時点（2023年2月）で原告が未成年であったことを認識していたものと理解した。

かような理解で間違いはないか、念のため確認させていただきたい。

(自衛隊法 9 7 条 1 項の「自衛官」とは何かについて)

2 被告奈良市は、原告の請求原因第 5 の 1 に対する答弁において、一方で「認否を控える」としつつ、他方で「原告が論じる自衛官又は自衛隊の性質等は被告奈良市の行為の違法性とは無関係であり、認否を要しない」とする(答弁書 5 頁 1 1 ~ 1 6 行目)。

しかし、同項の主張は、名簿提供が例外的に許容される自衛隊法 9 7 条 1 項の「自衛官」とは何かという事実認定の問題であり、その意味と適用範囲の明確化は、本件名簿提供の目的の適法性判断のうえで必要不可欠である。

覚書(甲 7)も、「住民情報の内容が本業務に必要と認めた場合に限り」提供するとし(第 2 条)、「本業務以外の如何なる目的にも使用してはならない」とし(第 5 条)、被告奈良市の是正要求の権限や応じない場合の一方的解除権(第 1 2 条)も定めているのだから、自衛隊法 9 7 条 1 項・自衛隊法施行令第 1 2 0 条に基づく提供業務の対象である「自衛官」についての解釈適用(例えば、「自衛官」以外の募集に使っていないか等)は、個人情報管理として当然に必要なことである。

以上より、被告奈良市は、請求原因の第 5 について認否し、被告奈良市としての認識を明確にされたい。

以上